

早目の対策で迷わず確実な処理を！

令和8年度税制改正のポイント

最新税務動向及び社会保険『130万円』の壁

令和8年度税制改正の重要ポイントと最新の税務動向をわかりやすく解説致します！

個人課税・法人課税の最新動向から実務で押さえるべき対応策まで、人気講師がわかりやすくお伝えします。
経営者・経理担当者・税務関係者の方に必須の最新知識をこの機会にぜひアップデートしてください！

<主な講座内容>

1. 令和8年度税制改正の概要

- ①基礎控除等の額の適時の引上げ(年収の壁178万円へ見直しルールの基本的な考え方)
- ②食事支給に係る非課税限度額を月額7,500円に引上げ
- ③青色申告特別控除の見直し(控除上限を75万に引上げ)
- ④防衛特別所得税の課税開始(防衛特別法人税の創設)
- ⑤子育て世帯向け住宅ローン税額控除等の上乗せ措置
- ⑥マイカー通勤65km以上の再引上げ
- ⑦夜食の非課税限度額を「650円以下」に引上げ
- ⑧インボイス制度経過措置2割特例や8割控除等の見直し
- ⑨法人税関係特定生産性向上設備等投資促進税制の創設
- ⑩法人税関係・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の換金算入の特例の見直し

2. 最新の重要な税務の動向

- ①社員旅行参加割合50%未満で課税されないケースも
- ②飲食費1万円基準の判定に送迎費は含めず
- ③残業時のタクシー利用とインボイス
- ④退職所得源泉徴収票提出範囲が全役員と従業員に拡大
- ⑤現物給与となる社宅家賃に係る所得税と社会保険の違い
- ⑥リース税制の見直しのポイント
- ⑦消費税関係・通勤手当に係る仕入れ税額控除
インボイス発行事業者の登録の取り消し
簡易課税制度と届出書の提出期限
インボイス調査対応の現状と当局の今後の方針
- ⑧夫婦で借りる住宅ペアローンの仕組みを知る

3. 「130万円の壁」対策(社会保険)

厚生労働省・2026年4月から年収要件を緩和
壁の実質的な引上げを図る

<講師プロフィール>

ほし ただし
星 叡 氏税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士・行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は誰もが避けて通れない“相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

令和8年10月14日(水)
14:00~16:00

- ◆会場 アスモ3階多目的ホール
- ◆受講料 無料
- ◆定員 20名(先着順)

<お申し込み方法>

10月12日(月)までに **FAX**にてお申込みください。

お問い合わせ：小国町商工会 TEL:62-4146

<主催> 山形県商工会連合会

■受講申込書

小国町商工会 行 ⇒ FAX:62-4156

(申込日:令和8年 月 日)

事業所名		T E L	
所在地		F A X	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。